

平成 29 年度神奈川県聴覚障害者福祉センター事業計画

1 はじめに

社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会は、法人理念に基づいて、神奈川県聴覚障害者福祉センターの指定管理者として施設運営、事業実施を法人理念に沿って行う。

平成 29 年度は、第 3 期指定管理の 2 年目となる。

2 県立施設としての役割

神奈川県聴覚障害者福祉センターの県立施設としての役割について、内部で再度検討をすすめている。

現時点では、次の 3 点に整理した。

- ①専門性（市町村では対応が困難な専門性が高い事業を行う）
- ②情報発信（聴覚障害者側、聴覚障害側からの情報を発信する）
- ③市町村支援（市町村が自立して聴覚障害福祉を担えるよう支援する）

各事業において、この 3 点から再度事業を見直し、平成 29 年度は可能なものから改善をすすめていく。県立施設としての役割については、今後も検討を続ける。

また、災害時等の業務継続計画を作成等に取り組み、県立施設として、災害時等の役割について検討する。

3 平成 29 年度事業における改善の視点

(1) 専門性の視点

神奈川県域で唯一の聴覚障害者専門施設としての視点で、各事業の展開のしかたを再検討する。

ア センターのみで実施している事業

(ア) 聴覚障害児相談・支援、補聴器相談、難聴者支援については、アウトリーチの視点で再検討する。

(イ) 中途失聴者・難聴者相談については、ケースワークの視点で検討する。

(ウ) 成人ろうあ者相談については市町村との連携、ネットワークの視点で再検討する。

イ 市町村でも行っている事業

(ア) 手話通訳関連事業

a 手話奉仕員を含めた養成、認定、設置・派遣事業の市町村の現状把握を基に、手話通訳者養成体系について検討する。

b 市町村の現状を基に、センターの役割を整理し、関係団体と情報共有するとともに、改善策を検討し、意思疎通支援事業を担う手話通訳者の確保に努める。

(イ) 要約筆記関連事業

a 市町村の関連事業の実施状況を把握し、関係団体と情報を共有するとともに、

改善策を検討する。

(ウ) モデル地域の想定

市町村の養成、認定、設置・派遣の現状把握から、モデルとなる地域を想定する。

ウ 神奈川県内の聴覚障害者情報提供施設との連携

横浜ラポール聴覚障害者情報提供施設、川崎市聴覚障害者情報文化センターと連携する。

エ 全国レベルの聴覚障害者関連施設との連携

全国の聴覚障害者情報提供施設、全国レベルの聴覚障害当事者団体等と連携する。

オ 職員の研修

職員の専門性強化のために、スキルアップに努める。

(2) 情報発信の視点

ア センター事業の周知方法を工夫、強化する

聴覚障害者福祉センターだより、ホームページ、ストリーミング配の活用等

イ 聴覚障害側からの情報発信

ホームページ、ストリーミング配信等による聴覚障害者のコミュニケーション方法（手話、読話、補聴器、人工内耳、筆談、その他）、生活上の課題、福祉制度等の情報発信に努める。

ウ 手話映像配信については、生活関連情報を拡大し、情報発信を強化する。

(3) 市町村支援の視点

ア 市町村意思疎通支援担当者への聴覚障害者支援、手話通訳関連、要約筆記関連等についての情報を発信、共有し意思疎通支援事業の充実を進める。

イ 意思疎通支援事業等のセンターと市町村の役割、連携（ネットワーク）に努める。

ウ 地域を定めて意思疎通支援事業に関する情報提供を行い、地域の市町村と協力して意思疎通支援事業の向上を進める。

4 強化する事業

(1) 専門性の強化

ア コミュニケーション教室の改善、強化する。

(ア) 日常生活に基づく言語教室の継続実施

イ 手話通訳者の量、質の確保を推進する

(ア) 集中講義の再々構築の実施

(イ) 手話通訳者養成講習会体系の見直し

(ウ) 県センターの役割の共通認識化をすすめる。

(エ) 手話通訳者拡大のために必要な事業の検討

ウ 要約筆記者の専門性の強化を図る。

(ア) 登録者を神奈川県認定要約筆記者に限定する。

- (イ) 実技研修の必須化
- エ 地域に根差した意思疎通支援者の養成
 - (ア) 手話通訳者養成講習会における県域在住者の限定
 - (イ) 要約筆記者養成講習会における県域在住者の限定
- オ 災害時の役割についての検討
 - (ア) 災害時等の業務継続計画の作成等
 - (イ) 県立施設としての役割の整理
- カ 担当職員の研修体制を整備する
 - (ア) 担当職員の必須研修の指定
 - (イ) 専門指定研修、専門選択研修の実施
 - (ウ) 法人理念の定期的学習の実施
- (2) 情報発信の強化
 - ア 市町村、関係団体、関係機関との連携強化をすすめる
 - (ア) 市町村設置手話通訳者等との連携強化
 - (イ) 聴覚障害当事者団体、情報保障者団体との協議の継続及び相互協力の実施
 - (ウ) ろう学校、医療機関等の関係機関との連携強化
 - イ 聴覚障害側からの情報発信強化に努める
 - (ア) 手話映像発信の強化、拡大
 - (イ) 関係団体との連携強化
 - (ウ) 聴覚障害関連情報の収集、整理、発信
- (3) 市町村支援の強化
 - ア 市町村意思疎通支援事業ネットワーク事業を実施し、市町村の意思疎通支援事業の強化を促す。
 - イ 要約筆記理解の促進及び市町村での派遣拡大への支援に努める
 - (ア) 要約筆記普及用ビデオの制作、発信の検討
 - (イ) 要約筆記利用促進パンフレットの作成、配布の検討
 - ウ 市町村職員への聴覚障害、聴覚障害者への理解促進
 - (ウ) 市町村聴覚障害理解講座の実施
 - エ 所内における市町村支援推進チームにおける協議、検証の実施に努める
 - (ア) 市町村の支援のための事業の検証

5 縮小、廃止する事業（予定）

(1) 地域支援講座

聴覚障害、聴覚障害者の理解の啓発として実施してきたが、市町村における手話奉仕員養成講座、手話推進計画実施による聴覚障害理解の促進等がすすめられている状況で、内容的に重複するものが増えてきた。

新たな対象者を設定した、聴覚障害、聴覚障害者の理解の啓発として新たな事業として再構築を図る。

6 拡大、強化する事業

(1) 手話映像配信

手話映像での情報発信は、ホームページを活用したストリーミング配信での「手話語り」(月1本制作)等を行ってきた。平成28年度に手話映像検討委員会を立ち上げ、手話映像配信について関係団体と協議を行ってきた。この協議を基に、ストリーミング配信における、手話映像による生活に関する番組を、月1本制作し配信する。また、相談業務等の中から必要な情報を手話映像化し、配信の強化、拡大を図っていく。

(2) 市町村聴覚障害理解講座

地域支援講座を改め、神奈川県保健福祉圏(政令市を除く)ごとに、様々な業務を担っている市町村職員を対象に、聴覚障害及び聴覚障害者との接し方等についての情報提供を行い、聴覚障害者が地域で安心して暮らせるコミュニケーション環境の整備を図る。

年間2回程度とし、対象地域内の市町村で実施する。

内容的には、聴覚障害とコミュニケーション、ろう者・中途失聴者・難聴者との接し方、窓口対応での留意点等。内容が多岐にわたるため、複数の職員を派遣する。

市町村で独自に実施する場合は、相談に応じる。

事業実施にあたっては、市町村意思疎通支援ネットワーク事業との連携を図る。

平成 29 年度神奈川県聴覚障害者福祉センター事業内容

1 字幕入りビデオテープ等の貸出し

聴覚障害者への情報提供の一つとして、自主企画作品や講座の録画ビデオ等の制作を行うとともに、字幕を挿入したテレビ番組等のビデオテープ（DVD を含む）をラウンジで鑑賞できるようにするほか、聴覚障害者や手話学習者等に館外貸出しを行う。

(1) ビデオ制作

講座撮影、自主企画、講座字幕挿入によりビデオ制作（DVD）を行う。

(2) ビデオライブラリー

ア 平成 27 年度末保有本数 4,498 本

(3) ストリーミング配信

ホームページ上から、手話、字幕による動画配信を実施する。身近な話題から、最新の日常生活に役立つ情報等を発信する。

(4) 手話映像検討委員会の実施

手話による自主企画作品制作について、関係団体と意見交換を行い、手話映像配信を、強化、拡大する。

2 情報提供

(1) 聴覚障害者用各種機器の展示

聴覚障害者用各種機器をロビーに展示し、使用方法等の説明、助言を行うとともに、貸出しを行う。

(2) 各種講座開催

聴覚障害（児）者及びその関係者のために、教養講座等を開催し、情報提供を行う。「おしゃべりサロン」は地域でも実施する。

また、各地域の聴覚障害者への情報提供として移動教室及び職業技術研修（いずれも、公益社団法人神奈川県聴覚障害者協会委託事業）を開催する。

3 相談支援

(1) 一般相談

乳幼児・学齢児、ろうあ者、中途失聴・難聴者の相談にそれぞれ応ずるとともに、耳鼻科医師による医療相談を行う。

ア 乳幼児・学齢児相談	週 2 日
イ ろうあ者相談	週 5 日
ウ 中途失聴・難聴者相談	週 2 日
エ 医療相談	隔月 1 日

オ 各種検査・補聴器適合

聴覚障害児・者等の聴力検査等を行い、次の支援、訓練に結び付けるとともに、聴覚の状況を管理、分析し、適切な補聴器を選定し、調整する。

(ア) 聴力検査

a 乳幼児・学齢児 週2日

b 聴覚障害者 週2日

(イ) 言語機能検査等 随時

(ウ) 補聴器適合検査、調整

a 乳幼児・学齢児 週2日

b 聴覚障害者 週2日

(2) 乳幼児支援

聴覚障害乳幼児とその家族を対象に聴能、言語及びコミュニケーションについての助言、支援を行う。

来所支援をグループごとに週1回実施する。また、勉強会、懇談会、家庭訪問等も行う。

(3) コミュニケーション支援

聴覚障害発症まもない聴覚障害者及び家族等を対象とした聴覚障害、コミュニケーション、手話、読話等に関する総合的な情報提供、支援を実施し日常生活でのコミュニケーションの円滑化、生活環境の改善を図り、聴覚障害者としての自己実現を支援する。

ア コミュニケーション総合支援 12回

また、聴覚障害者を対象に、より良いコミュニケーション手段、方法を身につけるため、読話、手話、言語等の学習支援を行う。

ア 手話グループ支援

(ア) 入門 8回

(イ) 初級 8回

(ウ) 中級 8回

イ 読話グループ支援

(ア) 基礎 6回

ウ 言語グループ支援 10回

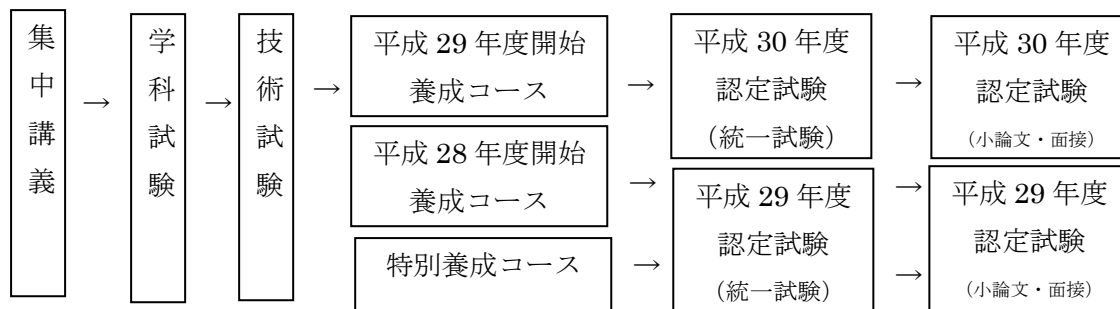
エ 個別（読話、手話等） 適宜実施

4 手話通訳者等の養成

(1) 手話通訳者養成（神奈川県手話通訳者養成講習会）

聴覚障害者の福祉の増進及び情報保障の充実を図るため、手話通訳技術と知識を習得した手話通訳者の養成を行う。厚生労働省手話通訳者養成カリキュラム準拠及び社会福祉法人全国手話研修センター発行テキスト「手話通訳Ⅰ」、「手話通訳者Ⅱ」、「手話

通訳者Ⅲ」テキストを使用する。



ア 集中講義 5日間・11講義

イ 学科試験 1日

ウ 技術試験 1日

エ 養成コース

(ア) 手話通訳者養成コース 手話通訳者Ⅰ、手話通訳Ⅱ、手話通訳Ⅲ 計54回

a 平成28年度開始コース 手話通訳者Ⅱ 23回 手話通訳Ⅲ7回

※ 手話通訳Ⅱ回数には、手話通訳Ⅱ1時間、手話通訳Ⅲ1時間をまとめて1回での実施を含む。

b 平成29年度開始コース 手話通訳Ⅰ 24回

(イ) 特別養成コース 10回

オ 神奈川県手話通訳者認定試験

(ア) 手話通訳者全国統一試験

全国手話研修センターが実施する「手話通訳者全国統一試験」を実施 1日

(イ) 小論文・面接試験 1日

カ 合格者研修 1日・3講義

キ 神奈川県手話通訳者試験委員会の実施

(2) 要約筆記者養成(神奈川県要約筆記者養成講習会)

聴覚障害者の福祉の増進及び情報保障の充実を図るため、要約筆記技術と知識を習得した要約筆記者の養成を行う。厚生労働省要約筆記者養成カリキュラム準拠。

ア 必修

(ア) 講義

a 共通クラス講義 14回

b クラ別ス講義

(a) 手書き要約筆記 8回

(b) パソコン要約筆記 8回

(イ) 実技

a 手書き要約筆記 15回

b パソコン要約筆記 15回

イ 選択必修

(ア) 講義

a クラス別講義

(a) 手書き要約筆記 1回

(b) パソコン要約筆記 1回

(イ) 実技

a 手書き要約筆記 4回

b パソコン要約筆記 4回

ウ 神奈川県要約筆記者認定試験

(ア) 学科試験 1日

(イ) 実技試験 2日(手書き実技1日、パソコン実技1日)

エ 要約筆記者養成委員会の実施

オ 要約筆記者養成講習会事前説明会 1回

(4) 技術研修等

ア 手話通訳者研修

(ア) 手話通訳者研修会(講義) 2回

(イ) 手話通訳者研修会(神奈川県手話通訳者協会委託事業) 10回程度

(ウ) 手話通訳者新人研修(前年度認定手話通訳者対象) 3回

(エ) 手話通訳者合格者技術研修 2回

イ 要約筆記者研修

(ア) 要約筆記者登録者研修会 1回

(イ) 要約筆記者合格者技術研修 4回(手書き2回、パソコン2回)

(ウ) 要約筆記者研修会(三者共催) 1回

(エ) 要約筆記者研修会(神奈川県要約筆記協会委託事業) 10回程度

(オ) 要約筆記者指導者研修(対象者派遣)

ウ 手話通訳者・要約筆記者派遣懇談会 1回

エ 要約筆記者登録・派遣説明会 1回

5 手話通訳者等の派遣

神奈川県福祉部(障害福祉課)、県域を活動範囲とする聴覚障害者団体などが行う大会、会議等に手話通訳者及び要約筆記者を派遣する。

また、派遣と関連する次の事業を実施する。

ア 神奈川県登録手話通訳者、要約筆記者対象頸肩腕障害健診の実施

(法人本部と共同)

イ 神奈川県手話通訳者・要約筆記者派遣運営委員会の実施

(手話通訳専門部会、要約筆記専門部会の実施を含む)

ウ 県外への派遣及び県外からの派遣にともなう市町村間の連絡調整等

6 広報・PR

- (1) ホームページ、広報紙等によりセンター事業の情報提供を行う。
 - ア ホームページの運用（法人本部と共同）
 - イ 神奈川県聴覚障害者福祉センターだよりの発行（隔月）
 - ウ 聴覚障害児者関連情報発信事業
- (2) 各種講座受講者に対するアンケートや提案箱「皆さまの声」により各種ニーズを把握する。
- (3) 苦情解決に向けた取り組みを行う。（法人本部と共同）

7 聴覚障害者の理解促進

聴覚障害者についての理解を深めるため、各種講座等を実施するとともに、見学者の受け入れ及び研修生、実習生の受け入れ等を行う。

- (1) 「聴覚障害について知る講座」（高校生対象） 1回
- (2) 「聴覚障害について知る講座」（県民版） 1回
- (3) 地域「聴障センター」 1回

8 市町村の人材育成支援等

地域における聴覚障害者福祉向上のために、市町村への支援として地域子育て支援や聴覚障害者に関わる人材等へ、研修を行う。

- (1) 地域子育て支援事業（新生児聴覚スクリーニング検査の普及啓発及び訪問相談事業）
 - ア 市町村の要請に基づいての訪問相談
 - イ 研修会開催等による普及啓発活動
- (2) 市町村意思疎通支援担当者研修会
 - ア 手話通訳・ろう者支援、要約筆記・中途失聴者難聴者支援に分け、2回実施。
- (3) 市町村意思疎通支援ネットワーク化
 - ア 対象地域を設けて、順次推進。
- (4) 市町村聴覚障害理解講座[㊦]
 - ア 市町村職員を対象に、聴覚障害、聴覚障害者への接し方等の理解を促す。保健福祉圏単位で、地域で実施する。2回実施。

9 関係機関との連絡調整、会議

聴覚障害者団体、聴覚障害者関係団体、全国聴覚障害者情報提供施設協議会等関係機関との連携を図る。

- (1) 全国聴覚障害者情報提供施設協議会

- (2) 神奈川県手話通訳派遣・設置を考える会
- (3) 手話通訳者・要約筆記者派遣担当者会議
- (4) 災害時対策強化事業
- (5) その他

10 職員の研修

職員を対象として、次の研修を実施する。

(1) 一般研修

該当職員を対象に、必要な研修を実施する。

- ア 新人研修
- イ 中堅職員研修
- ウ 管理職研修

(2) 職員研修

全職員を対象に実施する。法人理念等の基本的な姿勢を養うものを含む。

(3) 専門研修

各事業担当者が業務を円滑に遂行するために、必要な知識、情報の習得をはかる。

ア 次の研修会開催に業務担当職員を派遣する。

- (ア) 全国ろうあ者相談員研修会（主催：一般財団法人全日本ろうあ連盟）
- (イ) 関東ろうあ者相談員連絡会研修会（主催：関東ろうあ者相談員連絡会）
- (ウ) 聴覚障害者向けソフト制作担当職員研修会
(主催：全国聴覚障害者情報提供施設協議会)
- (エ) コミュニケーション支援事業担当者研修会
(主催：全国聴覚障害者情報提供施設協議会)
- (オ) その他、業務遂行上必要な研修に職員を派遣する。